

NPO 法人 NEXTEP

職員が外部から受け取る謝金等の取り扱いに関する規程

1 条 この規程は NPO 法人 NEXTEP の職員（以下職員）が、職員の立場として外部から招へいを受け役務を提供し、謝金等の対価の支払いを受けた場合の取り扱いについて定める。

2 条 職員は職員の立場として外部から招へいを受け提供する役務については、理事長へ報告をすること。

3 条 職員が勤務時間内に行う役務について受け取る謝金は、NPO 法人 NEXTEP 会計にて受領する。

4 条 役務の提供を行った職員は、当該謝金の額の半額を業績手当として受け取る。

5 条 職員が勤務時間外に行う役務について受け取る謝金は、職員が全額を直接受領する。

附則

この規程を平成 21 年 5 月 26 日から施行する。

この規程を平成 27 年 4 月 1 日から施行する。